

企画提案募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府で現在利用している、行政事務支援システムにおける職員ポータルシステム（職員ポータルサイト、掲示板、メール、会議室予約などのシステム）について、現行の職員ポータルシステムに係るソフトウェア賃借及び運用保守期限が到来していることから、令和3年度に更新を実施するもの。

2 業務概要

(1) 業務名

行政事務支援システムにおける職員ポータルシステムの更新、ソフトウェア賃借及び運用保守業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

職員ポータルシステムの更新委託業務 契約日から令和4年2月28日まで

職員ポータルシステムのソフトウェア賃借 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

職員ポータルシステム運用保守委託業務 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(4) 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

300,000,000円

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。ただし、共同提案、共同企業体での提案の場合、(7)の要件は代表提案者、代表構成員のみが満たしていれば足りる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府における地方税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 企業や官公庁内の職員のみで利用するポータルサイト及びグループウェアの構築業務及び運用保守の業務を行った実績を有すること。
なお、4,000人以上の職員が利用するポータルサイト等の運用を行った実績であること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部情報政策課（京都府庁第1号館5階）
電話番号 (075)414-4386
電子メールアドレス johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：公告日から令和3年9月14日（火）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所
京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすることができる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 参加表明書提出期限：令和3年9月14日（火） 午後5時まで
企画提案書提出期限：令和3年9月16日（木） 午後5時まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：（1）に同じ。
- ウ 提出方法：持参若しくは郵送とする。
企画提案書データは他に（1）に示す電子メール宛てにも送付すること。

5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和3年8月17日（火） 午前10時～午前10時30分
- (2) 開催場所：Web会議形式で実施（Zoom）
- (3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、4（1）のメールアドレスまで、会社名、連絡先、出席者名を明記して連絡すること。
- (4) 説明会への申込期限：令和3年8月13日（金） 午後5時まで

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和3年8月23日（月） 午後5時必着
- (2) 質疑方法：電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「行政事務支援システムにおける職員ポータルシステムの更新 ソフトウェア賃借及び運用保守業務企画提案に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日：令和3年8月31日（火）

(5) 回答方法：質問への回答はホームページに掲載し、個別には回答しない。

(6) その他

質問に先立ち現行システムの構成について現地確認したい場合は4（1）のメールアドレスまで、会社名、連絡先、来訪希望者を明記して令和3年8月18日（水）午後5時までに申し出ること。

なお、確認できる期間は8月13日（金）～8月20日（金）のうち京都府が指定する日時とする。

7 応募書類

(1) 提出書類・企画提案書の作成方法

別紙「企画提案書作成要領」のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。また、企業名称などは原則記載せず、A社、B社などと記載すること。

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、このプロポーザル手続における契約の相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は、返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「システムの整備調達に係る評価基準について」（以下「評価基準」という。）のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングはWeb会議形式により行う。日時については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア及びイに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

エ ア、イ及びウに関わらず、提案事業者が1者のみでこの公募手続を継続する場合は、価格点を除く点数が50点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ この募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が1の(4)の上限額を超える場合
- エ 仕様を満たさない提案を行った場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目をホームページにおいて公表するとともに、4の(1)の担当部署において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点((1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記することとし、参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。)
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 契約者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替え、訂正又は再提出をすることはできない。ただし、京都府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、京都府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、このプロポーザル手続を中止することがある。